

栃木市工場用地等活用促進事業について

企業が工場を立地・増設する際に初期投資額を抑えるため、空き工場や工場用地について、企業や不動産業者から市へ情報の提供を求めるお問合せがあります。そういった要望に応えるため、空き工場などの情報を収集し、ホームページで希望者に提供する「工場用地バンク」を始めることとしました。

市内に空き工場をお持ちのかたや今後の利活用にお困りのかたなどが所有する「眠っている資産」を登録いただき、民間の資産を活用した栃木市への企業立地促進を図ります。

- ◆事業名 栃木市工場用地等活用促進事業（工場用地バンク）
- ◆開始日 平成28年11月1日
- ◆対象 市内に立地する工場、倉庫などの産業用の土地および建物
- ◆登録の要件（主なもの）
 - ・おおむね1,000㎡以上の土地であること
 - ・所有権等を有する方全員の同意があること
 - ・関係法令の規制や基準に適合した物件であること※上記以外の要件については産業基盤整備課へお問い合わせ下さい。
- ◆登録費用 無料
- ◆登録方法 市役所本庁舎 4F 産業基盤整備課窓口に所定の書類を提出していただきます。
※詳しくは産業基盤整備課へお問い合わせください。
- ◆交渉・契約 所有者と購入（賃貸借）希望者が直接行い、栃木市は関与しません
- ◆問合せ先 栃木市 産業基盤整備課 ☎0282（21）2376

栃木市「工場用地バンク」

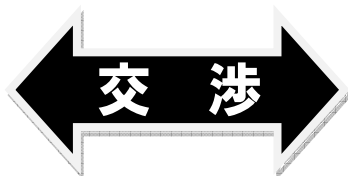


市HPで情報公開



工場等の立地を希望する事業者

閲覧後、直接交渉



工場用地等の所有者
宅地建物取引業者等

情報を市に登録

(産業基盤整備課窓口へ直接提出)

契約成立

空き工場の有効利用

<市の不関与>

※栃木市は、工場用地等に関する交渉、売買又は賃貸借の契約に関しては関与いたしません。